

お知らせ

マイナンバー制度が開始されることに伴い、平成28年1月以降、各種手続きをされる方は、申請書及び変更届等に「個人番号」の記載が必要となります。

個人番号の記載にあたり、窓口において下記のとおり確認を行ないます。

(郵送の場合は、書類又はその写しが必要です)

個人番号の確認
(正しい番号であることの確認)

身元(本人であるかどうか)の確認
(番号の正しい持ち主であることの確認)

個人番号
カード裏



個人番号
カード表



※個人番号カードは、
両方の確認が可能です

※個人番号カードがない場合は、下記の証明等が必要です

住民票(個人番号つき)
又は
通知カード

(※通知カードは記載事項の変更が行われていないものに限る)



顔写真つきの公的な証明

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳 等

※左記が困難な場合、

- ・健康保険の被保険者証
 - ・年金手帳
 - ・更新案内通知
- など、二つ以上の書類で
確認します

※必要な証明書等でご不明な点がございましたら、福祉課障がい者福祉グループにお問い合わせください。

電話0126-23-4111(内線362)